

平成 29 年 6 月 6 日公告の市営桜山住宅建築工事の「市営桜山住宅建築工事に係る総合評価競争入札（特別簡易型）説明書」に誤記がありましたので、次のとおり正誤表を記載します。

また、正誤表の最後に正しい説明書を掲載しました。

#### 正誤表

##### 3 ページ[1]企業の技術的能力②過去5年間の同種工事实績中

(誤) 平成 23 年度 (正) 平成 24 年度

(誤) 平成 27 年度 (正) 平成 28 年度

##### 3 ページ[2]配置予定管理技術者の技術的能力③過去5年間の同種工事实績中

(誤) 平成 23 年度 (正) 平成 24 年度

(誤) 平成 27 年度 (正) 平成 28 年度

##### 5 ページ6 最低制限価格

(誤) 最低制限価格 (試行実施)

この入札は最低制限価格を設けて実施します。

工事における最低制限価格制度の試行実施要領（平成 22 年 4 月 1 日施行）の規定を準用しますのでご確認ください。

(正) 低入札価格調査制度の適用

調査基準価格及び失格基準価格が設定されています。

##### 8 ページ 10 入札保証金及び契約保証金中

「及び契約保証金」を削除

# 市営桜山住宅建築工事に係る 総合評価競争入札（特別簡易型）説明書

市営桜山住宅建築工事に係る総合評価競争入札を特別簡易型により実施します。参加を希望される方は、次のことを確認のうえ申請してください。

## 1 予定価格の事前公表

予定価格（税抜）は事前公表となりますので、予定価格を超えた額の入札は無効とし、入札者は失格といたします。

## 2 競争参加資格確認申請書等の提出

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を電子入札システムにより提出してください。（持参は認めません。）

### （1）提出書類

ア 競争参加資格確認申請書（電子入札システム） 1部

イ 質問書（第3号様式） 1部

※逗子市ホームページからダウンロードできます。なお、書き込みができない場合はエクセルで作成してください。

※質問書はアの申請書に添付して提出してください。

※質問がない場合には、添付する必要はありません。

※質問については、競争参加資格確認申請書に添付する方法以外での受付はいたしませんのでご注意ください。また、質問については主旨が明確となるように記入してください。

※回答については、逗子市ホームページ（「入札関係情報」から「管財契約課のページ」の「発注情報」中の「各入札公告案件」の「質問の有無」からアクセスしてください。）に掲載します。

※電子入札システムの質問機能を利用した質問については、受付はいたしませんのでご注意ください。

## 3 競争参加資格確認通知

「かながわ電子入札共同システム」により所定の期限までに資格の有無を通知します。ただし、競争参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格が確認できた場合のみ落札者として決定しますので注意してください。

## 4 技術資料の提出

（1）価格以外の評価を行うために必要な技術資料の提出を求めます。技術資料を期限までに提出しなかった者は失格とします。

（2）技術資料として提出する種類及び内容は次のとおりとします。（様式は「入札説明書」とともに電子入札画面に添付してあります。）

なお、様式-2a、2b、3a、3b、4a、4b及び内容を確認するための資料は紙媒体で提出してください。電子媒体による提出は求めません。

- ア. 技術資料の提出について（技術資料表紙）
- イ. 企業の技術的能力（1／2）（様式－2 a）
- ウ. 企業の技術的能力（2／2）（様式－2 b）
- エ. 配置予定管理技術者の技術的能力（1／2）（様式－3 a）
- オ. 配置予定管理技術者の技術的能力（2／2）（様式－3 b）
- カ. 配置予定担当技術者の技術的能力（1／2）（様式－4 a）
- キ. 配置予定担当技術者の技術的能力（2／2）（様式－4 b）
- ク. 上記を確認するための資料

- 注1 表紙、様式－2 a、2 b、3 a、3 b、4 a、4 bについては、記述すべき該当事項の有無にかかわらず全て提出して下さい。また、様式－2 a、2 b、3 a、3 b、4 a、4 bの内容を確認する為の資料について該当事項が有る場合は必ず提出してください。
- 注2 提出した技術資料の内容の変更は認めず、記入漏れや記述に誤りがある評価項目、及び確認する為の資料に不備のある評価項目については加点しません。
- 注3 技術資料の作成及び提出等に要する一切の費用は、入札参加希望者の負担とします。また、提出された技術資料の返却は行いません。
- 注4 当該工事の内容やその特性に応じ、ヒアリングを実施する場合があります。なお、ヒアリングは提出された技術資料の内容に係る確認を目的に行うこととし、ヒアリング自体の評価は行いません。
- 注5 提出された技術資料は、契約事務、技術審査、監督及び検査以外に、提出者に無断で使用することはありません。
- 注6 技術資料として提出する資料には次表の内容を記述してください。なお、技術資料に虚偽記述等の行為があった場合には、契約の解除や逗子市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置基準に基づく指名停止措置を行うことがあります。

<p>[1] 企業の技術的能力</p>	<p>① 記述様式は、様式－2 a、2 bとします。</p> <p>② 過去5年間の同種工事实績  過去5年間の同種工事（※1）実績は、平成24年度から平成28年度までに完成し、引渡しが終了した請負金額150万円以上で、元請負者として受注した同種工事（※1）とし、その工事实績を記述して下さい。（代表的なもの2件）  また、地域精通度の同種工事（※2）実績は、平成24年度から、平成28年度に完成し、引渡しが終了した請負金額150万円以上で、元請負者として受注した同種工事（※2）とし、該当の有無については、「近隣市町（※3）における同種工事实績の該当」欄の有無に○を記述して下さい。  過去5年の同種工事实績や地域精通度の同種工事实績を確認できる資料を提出して下さい。</p> <p>③ ISO9001取得状況  入札公告日時点における建設工事に関する「ISO9001」の取得について、該当箇所に○を記述し、取得している場合には、登録証の写しを提出して下さい。なお、支店や営業所等が受注する場合は、その組織が認証取得の対象に含まれることを示す資料を提出して下さい。</p>
<p>[2] 配置予定管理技術者の技術的能力</p>	<p>① 記述様式は、様式－3 a、3 bとします。  技術資料提出時に配置予定管理技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記述することができます。この場合、審査については、各候補者のうち、「7」（1）②に記載の評価基準において、評価が最も低い者で評価します。</p> <p>② 配置予定管理技術者の経歴等  予定する者の氏名、評価の対象として指定する保有資格（※4）を記述し、併せて資格の確認出来る資料の写し（資格証等）を提出して下さい。評価の対象とならない資格の場合は、記述の必要はありません。</p> <p>③ 過去5年間の同種工事实績  平成24年度から平成28年度までに完成し、引渡しが終了した請負金額150万円以上で、元請負者として受注した工事のうち、元請負者の管理技術者として従事した同種工事（※1）の実績を記述して下さい。（代表的なもの1件）  同種工事实績を確認できる資料を提出して下さい。</p>

	<p>④ 配置予定管理技術者の手持ち工事数 技術資料提出期限日における配置予定管理技術者の請負金額 150 万円以上の手持ち工事を、管理技術者、担当技術者、照査技術者の区別無く、全て記述してください。 工事実績が確認できる資料を提出してください。</p>
<p>[3] 配置予定担当技術者の技術的能力</p>	<p>① 記述様式は、様式－4 a、4 bとします。 技術資料提出時に配置予定担当技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記述することができます。この場合、審査については、各候補者のうち、「7」(1)③に記載の評価基準において、評価が最も低い者で評価します。</p> <p>② 配置予定担当技術者の経歴等 予定する全ての者の氏名、評価の対象として指定する保有資格（※4）を記述し、併せて資格の確認出来る資料の写し（資格証等）を提出してください。（評価の対象とならない資格の場合は、記述の必要はありません）。</p> <p>③ 過去5年間の同種工事実績 平成24年度から平成28年度までに完成し、引渡しを終了した請負金額150万円以上で、元請負者として受注した工事のうち、元請負者の管理技術者もしくは担当技術者として従事した同種工事（※1）の実績を記述してください。（代表的なもの1件） 同種工事実績が確認できる資料を提出してください。</p> <p>④ 配置予定担当技術者の手持ち工事数 技術資料提出期限日における配置予定担当技術者の請負金額150万円以上の手持ち工事を、管理技術者、担当技術者、照査技術者の区別無く、全て記述してください。 工事内容が確認できる資料を提出してください。</p>

※1 過去5年間の同種工事：公営住宅建築工事

※2 地域精通度の同種工事：公営住宅建築工事

※3 近隣市町：鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市及び三浦市とする。

※4 評価の対象とする保有資格：一級建築士（建築士法第2条第2項）

## 5 入札の辞退

競争参加資格確認申請後、入札を辞退する場合は、入札（開札）の日時まで、次の方法により辞退届を提出するものとする。

- (1) 競争参加資格確認申請から競争参加資格確認通知書を受領する前まで  
入札辞退届を逗子市ホームページからダウンロードして、逗子市総務部管財契約課宛てに郵送してください。
- (2) 競争参加資格確認通知書を受領後から入札書を提出する前まで  
電子入札システムにより辞退届けを提出してください。
- (3) 入札書を提出した後から入札（開札）の日時まで  
入札辞退届を逗子市ホームページからダウンロードして、逗子市総務部管財契約課宛てに郵送してください。

## 6 低入札価格調査制度の適用

調査基準価格及び失格基準価格が設定されています。

## 7 総合評価に関する事項

- (1) 技術資料に対する評価基準について

提出された技術資料について、次の評価基準に基づき加算点を算出します。なお、加算点の最高得点は9点とし、技術資料を全く提出しなかった者は失格とします。

また、記入漏れや記述に誤りがある技術資料及び添付書類に不備のあるものは評価しません。

### 評価項目

#### ①企業の技術的能力（3点）

評価の詳細項目	評価基準	配点	
過去5年間の同種工事実績（1点）	平成24年度から平成28年度までに完成し、引渡しが終了した請負金額150万円以上で、元請負者として受注した工事のうち、工事案件毎に設定した2本の同種工事（※1）実績の有無。	有	1
		無	0
地域精通度（1点）	平成24年度から平成28年度までに完成し、引渡しが終了した請負金額150万円以上で、元請負者として受注した工事のうち、近隣市町（※2）における、工事案件毎に設定した同種工事（※3）実績の有無。	有	1
		無	0
ISO9001取得状況（1点）	入札公告日時点における建設工事に関する「ISO9001」の取得の有無	有	1
		無	0
合計		3	

※1 過去5年間の同種工事：公営住宅建築工事

※2 近隣市町：鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市及び三浦市とする。

※3 地域精通度の同種工事：公営住宅建築工事

②配置予定管理技術者の技術的能力（3点）

評価の詳細項目	評価基準		配点
取得資格（1点）	入札公告日時点における工事案件毎に設定（※1）した配置予定管理技術者の技術資格の取得の有無	有	1
		無	0
過去5年間の同種工事実績（1点）	平成24年度から平成28年度までに完成し、引渡しが終了した請負金額150万円以上で、元請負者として受注した工事のうち、工事案件毎に設定した同種工事（※2）実績の有無	有	1
		無	0
手持ち工事数（1点）	技術資料提出期限日における150万円以上の手持ち工事数が技術者の区別無く、5件未満であること	未満	1
		以上	0
合 計			3

※1 取得資格：一級建築士（建築士法第2条第2項）

※2 過去5年間の同種工事：公営住宅建築工事

③配置予定担当技術者の技術的能力（3点）

評価の詳細項目	評価基準		配点
取得資格（1点）	入札公告日時点における工事案件毎に設定（※1）した配置予定担当技術者の技術資格の取得の有無	有	1
		無	0
過去5年間の同種工事実績（1点）	平成24年度から平成28年度までに完成し、引渡しが終了した請負金額150万円以上で、元請負者として受注した工事のうち、工事案件毎に設定した同種工事（※2）実績の有無	有	1
		無	0
手持ち工事数（1点）	技術資料提出期限日における150万円以上の手持ち工事数が技術者の区別無く、5件未満であること	未満	1
		以上	0
合 計			3

※1 取得資格：一級建築士（建築士法第2条第2項）

※2 過去5年間の同種工事：公営住宅建築工事

（2）総合評価の方法について

提出された入札書及び技術資料を総合的に評価します。

総合評価の方法は、標準点（100点）と上記「(1) 技術資料に対する評価基準について」によって得られる加算点の合計を、当該入札参加者の入札価格で除し百万を乗じて得た数値（以下の算定式により得られる数値。以下「評価値」という。）をもって行います。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \quad \div \quad \text{入札価格} \quad \times \quad 1,000,000 \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \quad \div \quad \text{入札価格} \quad \times \quad 1,000,000 \end{aligned}$$

ただし、入札価格が予定価格の制限の範囲を超えた者及び最低制限価格未満の者については、評価を行いません。

### (3) 評価内容の担保について

提出される技術資料に記述された配置予定技術者は、やむを得ない事情（本人の死亡、病休、退職など）により、職務が遂行出来ないと判断される特別な場合にかぎり、管理技術者及び担当技術者を変更することができます。同点以上の評価となる者を配置出来ない場合は、工事成績評定点を減じることとします。

## 8 入札及び開札の立会い等

立会いは任意とします。立会いを希望する場合は、開札時間5分前までに管財契約課にお越しいただき、職員に立会いを希望する旨を申し出てください。

## 9 落札候補者及び落札者の決定

「7」の(2)に記載する評価値が最も高い者を落札候補者とします。ただし、落札候補者の決定にあたっては、次の事項を満足する者とします。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) 入札価格が最低制限価格以上であること（最低制限価格未満の入札は失格とします）。

落札候補者となったときは、速やかにお知らせしますので、申告書（逗子市ホームページからダウンロードしてください。）及び公告に定める入札参加資格に関する条件を証明する書類を添付して、連絡を受けた日より3日以内（休日及び祝日を除く）に提出してください。

### ※配置予定技術者の確認について

公告以前に直接的かつ恒常的な3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる書類（健康保険被保険者証、市町村の特別徴収税額通知書等の写し、または監理技術者資格者証の写し）を提出してください。

落札候補者に対しては、競争参加資格を審査し、要件を満たしていることが確認できた場合に落札者として決定します。

審査の結果、その者が要件を満たしていることが確認できないときは、当該入札を無効とし、次に評価値の高い者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、評価値の高い者から同様の審査をします。

なお、同評価値のため複数の者が落札候補者となった場合は、全員について審査をした上で、くじ引きにより落札者を決定します。くじ引きについては、電子入札システムでは行わず、入札担当部署において同評価値の者によるくじ引きを実施します。



## 10 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は、免除します。

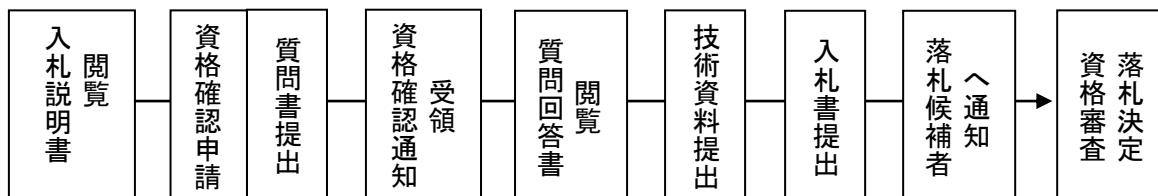
## 11 入札結果の公表

- (1) 落札候補者が決定したときは、速やかに逗子市ホームページに公表します。
- (2) 落札者が決定したときは、速やかに管財契約課において公表するとともに、逗子市ホームページに公表します。

## 12 その他

- (1) 落札者が契約締結までに公告に掲げた競争参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。
- (2) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。  
なお、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とします。
- (3) 次に掲げる入札は無効とします。
  - ア 条件として示した競争参加資格を満たさない者が行った入札
  - イ 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
  - ウ その他入札に関する条件に違反した入札
  - エ 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札
- (4) 公正に入札を執行できないと認められる場合、又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- (5) 開札した後であっても、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を無効とすることがあります。
- (6) 万一、「かながわ電子入札共同システム」に障害が発生した場合は、入札を中止することがあります。障害が発生した場合は、入札担当部署にお問い合わせください。
- (7) 前項に定めるもののほか、この入札について必要な項は、逗子市財務規則の定めるところによります。

## 13 手続きの流れ



## 14 問合せ先

逗子市総務部管財契約課管財契約係

電話046(873)1111 内線366

〒249-8686 逗子市逗子5丁目2番16号